

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（その他のかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年（2022 年）12 月 13 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	その他の かご漁業	①火共第 4 号及び同 第 7 号共同漁業権漁 場内	3 月 1 日から 11 月 30 日ま で	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	2 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	その他の かご漁業	②別記 1 のとおり	3 月 1 日から 11 月 30 日ま で	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	6 隻	1 上天草市大矢野町上に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年（2022 年）12 月 14 日から令和 4 年（2022 年）12 月 16 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 7 年（2025 年）10 月 31 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の場合

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50 個を超えてはならない。

操業区域②の場合

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、50個を超えてはならない。

ウ 操業時間は、午後4時から翌日午前6時まででなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成25年(2013年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点4の各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という。)上と同町中との境界

基点2 熊本県漁場基点天第15号(大矢野町黒島西端)

基点3 熊本県漁場基点天第11号(大矢野町羽千島北端)

基点4 大矢野町串北端

ア 基点1から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上4,500メートルのところ

イ 基点2と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点2を基点として右へ339度、1,300メートルのところ

ウ 基点3と湯島北端を見通した線から基点3を基点として右へ36度38分、1,000メートルのところ

エ 基点4から長崎県堂崎を見通した線上、基点4から1,900メートルのところ